部長及び参事官　　刑企発第303号
殿　　令和７年９月22日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

緻密かつ適正な捜査の推進のための刑事指導業務の確立について
（通達乙）

平成29年から令和２年にかけて警視庁公安部外事第一課が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に違反するとして捜査した事案を踏まえ、適正捜査の推進のための刑事指導業務の確立に向け、下記のとおり、適正捜査指導官を設置等することとしたので、業務上遺漏のないようにされたい。

記

１　適正捜査指導官の指定

適正捜査を推進するための指導・教養等の司令塔として、刑事企画課次長（第一）を適正捜査指導官と指定する。

２　適正捜査指導官の任務

適正捜査指導官は、刑事部門において、次に掲げる任務を行うものとする。

(1)　適正捜査を徹底するための指導・教養等の実施

ア　捜査関係法令等の遵守に関する指導・教養

警察の捜査は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、警察法（昭和29年法律第162号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号）等の捜査関係法令及び関係通達等（以下「捜査関係法令等」という。）に基づき実施されるものであることを、捜査に当たる全ての警察官に理解させるため、捜査関係法令等の遵守に関する指導・教養を徹底すること。

イ　各種捜査手続に関する指導・教養

事件の送致・送付、被害・告訴等の届出の受理、取調べの録音・録画、証拠物件の管理等、捜査関係法令等に基づく具体的な捜査手続に関する指導・教養を実施すること。

その際、必要に応じた執務資料の作成、具体的な事例に関する質疑への対応等により、その趣旨や意義のみならず、具体的な措置要領を理解させ、各種捜査手続が適正に実施されるような取組を徹底すること。

ウ　巡回業務指導による適正捜査の浸透

県本部及び署の刑事部門に対して巡回業務指導を行い、捜査関係法令等に基づく捜査が徹底されているか確認するとともに、改善すべき点がある場合には指導・教養を行い是正を図ること。

(2)　捜査幹部に対する助言

県本部刑事部の事件主管課及び署が捜査する事件のうち、各種捜査手続に関する疑義の有無など、適正捜査の観点から検討が必要なものについて、本部長・署長等の捜査幹部から意見を求められたときは、これに必要な助言を行うこと。

(3)　現場捜査員等の意見等に対する必要な助言及び指導

刑事企画課を窓口として、刑事部門の捜査に関する現場捜査員等の相談・意見等（以下「意見等」という。）を聴取し、必要な助言及び指導を行うこと。

適正捜査指導官は、意見等の中に捜査指揮上の重大な問題が存在する又はそのおそれがあると認められる場合は、意見等をした現場捜査員等の保護に適切な配意をした上で、本部長へ報告すること。

(4)　他部門との連携

捜査を担当する生活安全部、交通部、警備部における適正捜査を担当する者と連携を密に図り、必要に応じて助言等を行うこと。

3　適正捜査の指導・教養等の推進

刑事企画課の警部の階級にある者を適正捜査指導補佐官に指定し、適正捜査指導官の指揮の下で当該指導・教養等を統一的に行うこと。また、適正捜査指導官を司令塔として、適正捜査の考え方を捜査に当たる全ての警察官に浸透・徹底させるため、巡回指導や各種教養等のあらゆる機会を通じて、指導・教養を具体的かつ継続的に実施すること。